

時間外労働及び休日労働に関する協定（36 協定）の締結に関する団体交渉（議事録）

【局】

それでは、『時間外労働及び休日労働に関する協定（36 協定）』の締結に関する団体交渉を始めさせていただきます。

《令和5年度 36 協定の遵守状況について》

【局】

はじめに、協定案を提案させていただく前に、令和5年4月以降に発生した特別延長については、協定の範囲内で適切に運用しており、事務折衝を行った場合は、随時、市ホームページに掲載するようにさせていただいていることをご報告します。今後とも引き続き、協定を遵守してまいりたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

《36 協定の締結について》

【局】

それでは、令和6年度の『36 協定の締結』について、提案させていただきます。

まず、局としては、これまで以上に『36 協定』遵守の徹底を図るため、管理監督者をはじめとする職員への協定内容や事務フローなどの周知に努めているところです。

また、いずれの事業所についても業務内容等に変更は無く、昨年度に引き続いて 36 協定の対象職場として別表に記載しております。

【支部】

ただいま、職員課長より提案がありましたが、本来、超過勤務命令は業務遂行上やむを得ないものに限り行うものであり、命令権者である管理監督者が協定内容を遵守し、責任をもって業務命令を行う必要があると認識していますが、局の認識はいかがでしょうか。

【局】

支部長ご指摘のとおり、超過勤務命令は業務遂行上やむを得ないものに限り実施するものであり、超過勤務の命令権者である管理監督者は、職員の労働安全に配慮しつつ、慎重かつ適切な判断のもとに業務命令を行う責任を有するものと認識しているところです。

やむを得ず超過勤務を命令する場合においても、職員個々の超過勤務時間を適正に管理するとともに、計画的な業務執行や業務負荷の分散等に努めるよう、引き続き管理監督者に対し啓発・指導を行ってまいります。

【支部】

時間外労働について安易な超過勤務命令とならないよう取り組むとの局の認識のもと、『36 協定』の締結にかかる本提案は、支部として大綱的に了承します。

ただし、今後、組織再編に伴う業務執行体制の変更などにより協定書の内容に変更が生じる場合や、職員の勤務労働条件に影響が生じる場合には、時宜を失しない対応を要請しておきます。

【局】

業務執行体制の変更により協定書の内容に変更が生じる場合や、職員の勤務労働条件に影響が生じる場合には、時宜を失することなく交渉してまいりたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

《36 協定に基づく協議方法について》

【局】

続きまして、『36 協定』に基づく協議方法について、ご提案させていただきます。

協議方法については、多くの協定締結職場があること、及び特別延長の事由が協定書に定める通り限定的であることなどから、今年度と同様、事務折衝において協議をさせていただき、必要に応じまして本交渉を行うこととしたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

【支部】

協定に基づく協議については、必要に応じて本交渉を行うとの認識の下、都度の協議方法は、事務折衝で行うことについて、支部としても了解します。

しかしながら、今後も引き続き、適正な取り扱いがなされるよう、職制として今一度、36 協定の意義を再認識していただき協定遵守の徹底を強く申し入れておきます。

【局】

それでは以上で終了させていただきます。